

大磯町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

大磯町職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和43年大磯町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄